

## 有害性評価小検討会におけるがん原性試験結果の評価について

国が実施するがん原性試験は、労働安全衛生法第57条の5に基づき、化学物質による労働者の健康障害防止のための国の援助等として実施されている。

当該試験の結果、対象化学物質が「がんを労働者に生ずるおそれのあるもの」と判断される場合には、厚生労働大臣が当該化学物質を製造し、又は取扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表することとなっている（法第28条第3項）。

このため、有害性評価小検討会では、

- ・ がん原性試験が適切に実施されていることの評価
- ・ 当該試験対象物質が「がんを労働者に生ずるおそれのあるもの」（又は、「そのおそれのないもの）」であることの判断（法第28条第3項第2号）

等を求めるものである。

なお、当該検討会での検討を受けて、指針を公表することとなった場合にあっては、「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」において、保護具の使用などを含む健康障害防止措置にかかる指針を検討いただくこととなる。

また、併せて、当該物質について、規制措置等の導入を検討する必要があると考えられる場合にあっては、「化学物質のリスク評価に係る企画検討会」に対し、リスク評価候補物質として提案することが可能であり、その要否についても検討を求めるものである。

## 【参考1】がん原性試験の実施から行政対応までのフロー図

